

保全配慮計画と緑化重点計画のあり方について

- ◆ 前回審議会での主な意見について
- ◆ 緑化重点地区と保全配慮地区の検討の優先順位について
- ◆ 新大阪・大阪緑化重点地区(大阪地区)について

前回審議会(H29.2.27)での主な意見と今後の進め方について

緑化重点計画

- 公園や街路樹などの公共のみどりの適正な管理方法について検討すべき
- 緑視率や壁面緑化等は景観との係わりも大きいいため、景観計画とも歩調を合わすべき
- 緑化は土地政策そのものであるため、まちの開発と併せて行う必要があるが、民間開発が始まる前に行政として、今後の公園建設面積などベーシックなみどりの目標数値をしっかりと掲げる必要がある

保全配慮計画

- 生物多様性については、地区単体の質だけではなく、周辺との繋がりとの視点が非常に重要
- 樹木も含めた生態について、継続的に調査が必要
- 地権者が地域の緑に対する認識を捉え、どのように合意形成し、目標を共有していけるかが大事
- 視認性が悪く、アクセスも出来ないみどりの重要性は、市民の理解が得られにくいいため、年に数回でも市民の方々がみどりを実感できる機会を設ける必要がある

全体的な意見

- 保全配慮計画、緑化重点計画を全地区同様な計画でやるのではなく、まちづくり開発に沿って取り組み可能な事業とする必要があるため、優先順位を定め、具体的戦略へつなげる計画が必要
- 答申イメージについて、事務局で整理すること

今後の進め方(案)

- ◆ “市域全体のみどりのあり方”や“まちづくりの動向”等を踏まえ、優先順位の高い地区から審議を進め、審議が完了した地区毎に中間答申を頂きたい。
- ◆ 諮問から概ね5年(平成33年度)を目処に最終答申を頂きたい。
- ◆ 平成33年度までに、まちづくり動向等がない地区については、他地区の答申を踏まえ、取組みの方向性を答申として頂きたい。

緑化重点検討地区と保全配慮検討地区の優先順位について

○緑化重点地区

- 市街地整備事業などの事業機会をとらまえて地区を設定し検討を進める。

～平成30年度

- 新大阪・大阪地区(大阪地区)

- 大阪地区
⇒平成30年夏頃、うめきた2期の
開発事業者決定

- 御堂筋周辺地区
- 大阪城周辺地区(難波宮跡公園等)
- なんば・天王寺・あべの地区(なんば地区)
- 夢洲・舞洲・咲洲地区(夢洲)

- 御堂筋周辺地区、なんば地区
⇒平成29年度末、御堂筋将来ビジョンの策定
- 大阪城周辺地区(難波宮跡公園等)
⇒平成29年度末、史跡等保存活用計画の策定
- ※夢洲・舞洲・咲洲地区(夢洲地区)
⇒平成30年11月頃、万博開催地決定



～平成33年度

- 新大阪・大阪地区(新大阪地区)
- 中之島周辺地区
- 大阪城周辺地区(大阪城東部地区)
- なんば・天王寺・あべの地区
- 夢洲・舞洲・咲洲地区

○保全配慮地区

- 全地区、同時並行的に検討を進めるが、地権者が多く存在する「夕陽丘・生玉、天王寺地区」は最終年度を目処に、地権者が少数の「聖天山地区」「杭全地区」は平成31年度を目処に検討を行う。

～平成33年度

- 夕陽丘・生玉地区
- 天王寺地区

- 保全すべき”みどり”を把握するため、地域の合意を得ていくとともに、保全に対する地域の機運醸成に努めたうえで、『植生(毎木)調査』等を実施予定。

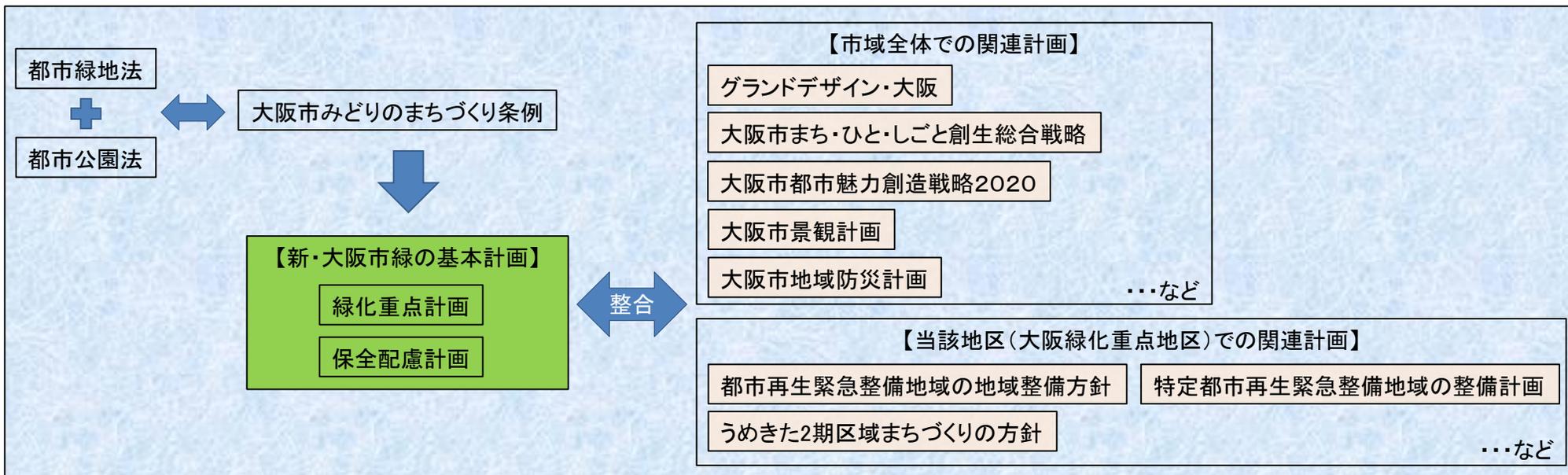
〔夕陽丘・生玉地区等は平成32年度、聖天山地区等は平成31年度に植生調査を予定〕

～平成31年度

- 聖天山地区
- 杭全地区

- 平成29・30年度は、緑量(民間開発等に伴う緑量の減少)を把握するため、過去の航空写真を用いて『緑被』の状況を把握する。

新大阪・大阪緑化重点計画（大阪地区）



ランドデザイン・大阪

大都市間をつなぐ大阪都心の玄関口としての機能を活かす
うめきたと周辺のみどり化

新・大阪市緑の基本計画<基本方針④>

既存ストックと民間活力を最大限に活かし、“みどりの都市魅力”を創出する。

大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略

基本目標

魅力と活力あふれる大阪をつくる

- ◆ 産業・文化の集積など大阪・関西が持つ強みに磨きをかけるとともにアジアの成長戦略を取り込むことで、国内外からヒト・モノ・カネ・情報が集まる魅力あふれる大阪を実現
- ◆ 新たな基幹産業となり得る観光産業の振興など成長分野の産業振興やイノベーションを生み出す取り組みを進めるとともに、超高齢化社会において医療・健康サービスの向上につながる関連産業の振興を図ることにより、生産性を高め、新しい価値を創出する都市を目指す

具体的な施策: うめきた2期開発促進

主な事業: 大深町(うめきた2期)地区防災公園街区整備事業

若者・女性が活躍できる社会づくり

健康で安心して暮らし続けられる地域をつくる

大阪市景観計画

都心らしいまちの魅力を感じさせる景観を形成する、“都心景観形成区域”に位置付けられている。
また、地域固有の特性をいかした景観形成方策を展開する“重点届出区域”にも一部重複し位置付けられている。

御堂筋地区

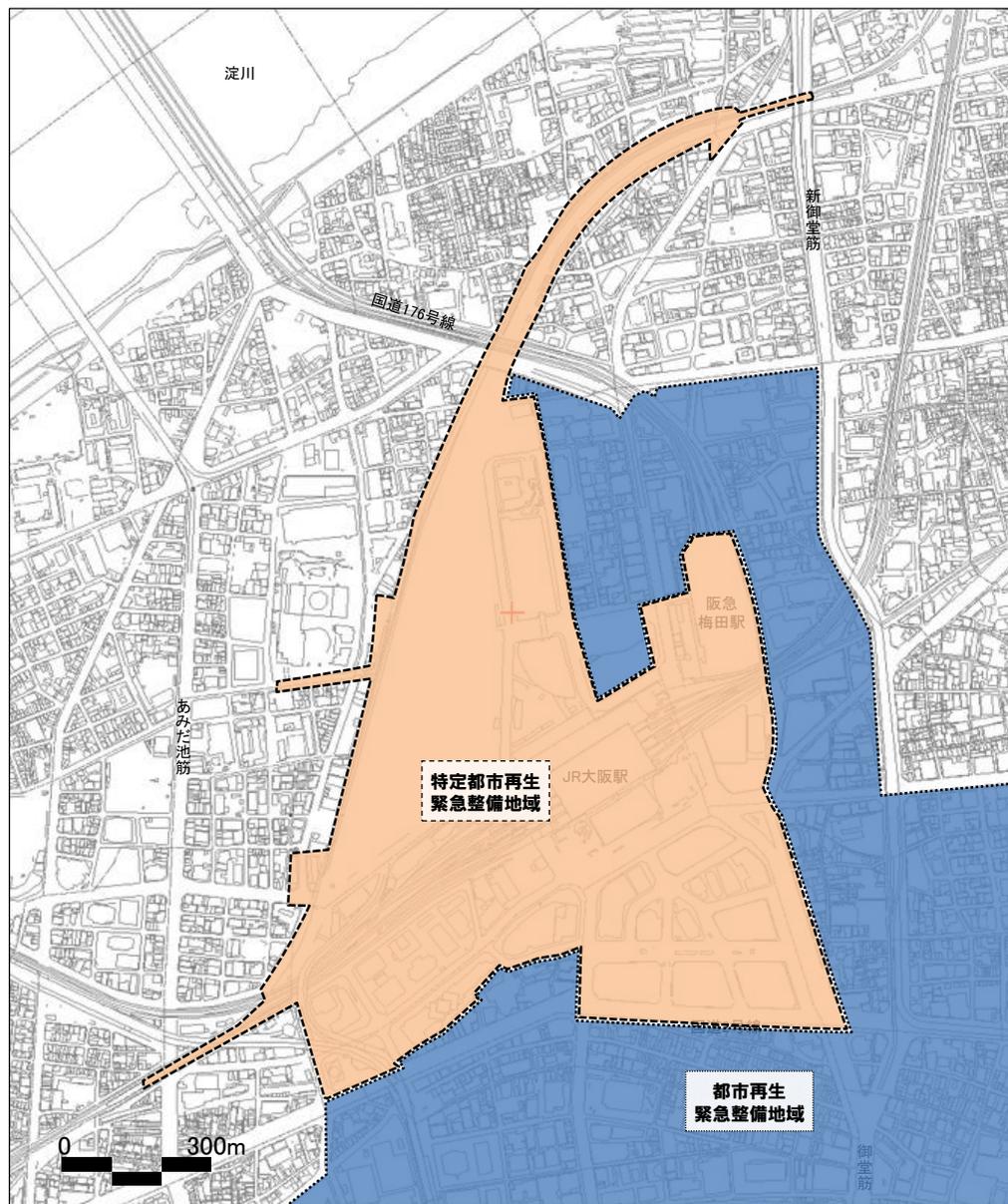
大阪のシンボルストリートにふさわしい風格と賑わいをあわせもつ
街路景観の形成

四つ橋筋地区

ビジネス街として落ちつきがあり緑豊かな街路景観の形成

国道2号地区

にぎわいがにじみ出す大都市を貫く大通りの街路景観の形成



出典：マップナビおおさを参考に作図

■都市再生緊急整備地域、特定都市再生緊急整備地域

都市再生緊急整備地域は、都市再生特別措置法(平成14年4月5日公布、平成14年6月1日施行、以下「法」という。)に基づき、都市再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として、政令で指定する地域

特定都市再生緊急整備地域は、都市再生緊急整備地域の内から、都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域として政令で指定する地域

地域名	都市再生緊急整備地域の面積 (特定都市再生緊急整備地域の面積)	地域を定める政令の施行日
大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域	490ha (82ha)	平成14年 7月24日 平成24年 1月20日特定指定・範囲拡大 平成27年 7月24日特定範囲拡大
大阪コスモスクエア駅周辺地域	154ha (53ha)	平成14年 7月24日 平成24年 1月20日特定指定
難波・湊町地域	36ha	平成14年 7月24日 平成19年 2月28日範囲拡大
阿倍野地域	21ha	平成14年 7月24日
大阪京橋駅・大阪ビジネスパーク駅周辺・天満橋周辺地域	68ha	平成24年 1月20日 平成29年 8月 2日範囲拡大

■大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域区域図



うめきた2期区域まちづくりの方針(2015.3.30決定)の概要について【大阪緑化重点地区】

まちづくりの目標 「みどり」と「イノベーション」の融合拠点

世界の人々を惹きつける
比類なき魅力を備えた「みどり」

まち全体を包み込む「みどり」がここにしかない新しい都市景観を創出し、多様な活動、新しい価値を生み出す源となり、世界の人々を惹きつける。

新たな国際競争力を獲得し、
世界リードする「イノベーション」の拠点

世界からの人材、技術を集積・交流させ、新しい産業・技術・知財を創造することで新たな国際競争力を獲得し、わが国の成長エンジンとして世界をリードする「イノベーション」の拠点となる。

◆比類なき魅力を備えた「みどり」のあり方 区域全体で概ね8ha（水面等も含む）確保

- ①地上のまとまった「みどり」（接地性のある恒久性・永続性のある地区中央部で概ね4ha確保）
- ②建築物と一体化し地上と連続する「みどり」（民間の創意工夫により地上部や低層建築物の上部において確保）

◆「みどり」と融合し価値を創造・発信する 「イノベーション」

- ①新産業創出（健康・医療、環境・エネルギー等）
- ②国際集客・交流（MICE・文化創造・発信等）
- ③知的人材育成（連携大学・大学院、国際化教育等）

◆環境共生の新たな展開をめざしたまちづくり

- ①最先端の環境技術の導入
- ②災害時のBCP対応も兼ね備えた環境負荷の少ないエネルギーシステムの導入 など

◆「みどり」を体感できる空間づくり

- 東西軸：賑わいある空間形成
南北軸：水と緑を配置したゆとりのある歩行者主体の空間形成
西口広場：ゲート空間としてのシンボリックな空間形成

◆持続的発展をめざしたエリアマネジメント

- ①質の高い「みどり」の管理運営
- ②地区の競争力を高めるエリアマネジメント
- ③可変性・拡張性を備えたエリアマネジメント

◆歩く楽しみ・喜びを創造するまちづくり

◆周辺とともに地域全体の価値を向上させる まちづくり

- ①隣接地区への「みどり」のまちづくの波及
- ②周辺地域や都市拠点と連携するまちづくり

◆速やかに災害から復元するまちづくり

- ①大規模災害にも対応したレジリエントなまちの実現
- ②自立型エネルギーインフラの導入 など

